

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第8号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。